掲示文書一覧(市長分)

令和7年11月10日

種別	番号	題 名	主管課
告示	546	放置自転車等の移送及び保管について	道路総務課
告示	547	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
告示	548	指定障害児通所支援事業者の廃止について	監査指導課
公告	612	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	613	収容動物の公示について	動物管理センター
公告	614	不動産の最高価申込者決定等の公告	納税課

【閲覧用】 持ち帰り厳禁

姫路市告示第 546号令和 7年11月10日

姫路市長 清元秀泰

放置自転車等の移送及び保管について

姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例(昭和63年姫路市条例第3号)第11条及び第12条の規定により、自転車及び原動機付自転車(以下「原付」という。)を移送し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則(昭和63年姫路市規則第45号)第5条に定める事項を告示する。

記

1 移送した理由

放置禁止区域内に放置されていたため、放置準禁止区域内において放置を禁止されている時間内に放置されていたため又は放置禁止区域若しくは放置準禁止区域以外の区域(以下「その他区域」という。)に放置されており、市長が良好な生活環境が確保されないと認めたため。

2 移送日等

移送日	放置場所	移送台数(台)				
特	双 區 勿 ///	自転車	原付	計		
令和7年(2025年)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2		
9月 24日 (水)	姫路駅周辺放置準禁止区域	2	0	2		
	その他区域	8	0	8		
10月 1日(水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0		
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0		
	その他区域	3	0	3		
10月 3日(金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0		
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0		
	その他区域	2	0	2		
10月 4日(土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3		
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1		
	その他区域	5	0	5		
10月 5日(日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0		
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0		
	その他区域	1	0	1		
10月 7日(火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0		

	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
10月 8日(水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	4	0	4
	姫路駅周辺放置準禁止区域	2	0	2
	その他区域	0	0	0
10月 9日(木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	4	0	4
10月10日(金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	1	3
10月11日(土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
10月12日(日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
10月14日(火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	6	0	6
10月 15日(水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
10月16日(木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
10月17日(金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	4	0	4
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
10月18日(土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
10月19日(日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
10月21日(火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0

その他区域	7	0	7
姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
その他区域	2	0	2
姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
その他区域	1	0	1
姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
その他区域	1	0	1
姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
その他区域	5	0	5
姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
その他区域	1	0	1
	姫路駅周辺等放置禁止区域 姫路駅周辺放置準禁止区域 その他区域 姫路駅周辺等放置禁止区域 姫路駅周辺放置準禁止区域 その他区域 姫路駅周辺放置準禁止区域 姫路駅周辺放置準禁止区域 姫路駅周辺放置準禁止区域 姫路駅周辺等放置禁止区域 姫路駅周辺放置準禁止区域 姫路駅周辺放置準禁止区域 姫路駅周辺放置準禁止区域 姫路駅周辺放置準禁止区域 姫路駅周辺放置準禁止区域	 姫路駅周辺等放置禁止区域 その他区域 をの他区域 姫路駅周辺等放置禁止区域 姫路駅周辺放置準禁止区域 その他区域 での他区域 が登撃性区域 が登撃性区域 が登撃性区域 での他区域 での他区域 が登撃性区域 での他区域 が登駅周辺が置準禁止区域 がでいたである。 での他区域 がでいたである。 がでいたである。 がでいたが、 がでいたが、 での他区域 での他区域 がでいたが、 がいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいには	 姫路駅周辺等放置禁止区域 0 0 姫路駅周辺放置準禁止区域 2 0 姫路駅周辺等放置禁止区域 0 姫路駅周辺放置準禁止区域 0 での他区域 姫路駅周辺等放置禁止区域 姫路駅周辺な置準禁止区域 での他区域 <

3 保管期間

移送後60日

4 保管場所

姫路市南条三丁目(姫路バイパス高架下)

電話 288-4720

5 返還時間

保管期間中(月曜日、12月29日から1月3日を除く。)の午前9時から午後6時まで

- 6 返還を受けるための必要事項
 - (1) 鍵及び住所氏名を明らかにできるものを持参すること。
 - (2) 移送保管料として自転車1台につき2,500円、原動機付自転車1台につき5,000円を納入すること(その他区域から移送したものについては不要)。
- 7 問合せ先

姫路市建設局道路管理部道路総務課 電話 221-2608

姫路市告示第 547号令和 7年11月10日

姫路市長 清元秀泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条の規定により準用される地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

- 1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名 姫路市梅ケ谷町12番6号 江見 達也
- 2 送達すべき書類姫路市国民健康保険料督促状

姫路市告示第 548号令和 7年11月10日

姫路市長 清元秀泰

指定障害児通所支援事業者の廃止について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

1	事業者の名称及び	合同会社来夢					
	所在地	姫路市山吹一丁目6番66-2号					
	事業所の名称及び	児童発達支援・放課後等デイサービス ナチュリ					
	所在地	<u> </u>					
		姫路市山吹一丁目6番66-2号					
	廃止年月日	令和7年(2025年)11月1日					
	指定事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス					
	指定事業所番号	2854002181					

姫路市公告第 612号令和 7年11月10日

姫路市長 清元秀泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る 次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告す る。

- 1 許可年月日及び許可番号令和7年7月30日姫路市指令土 第1-31号(25)
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 姫路市四郷町山脇字火山田114番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 姫路市佃町9番地グリーンパークビル201 グリーンホーム・アドバンス株式会社 代表取締役 芝本 雅彦

姫路市公告第 6 1 3 号令和 7年11月10日

姫路市長 清元秀泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第36条第2項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

収容年月日	収 容	場	所	種 類	į	種 別	性別	毛	色	体格	特	徴	負傷の程度	保	管	0)	場	所
令和7年	姫路市勝	原区下	太	X++-		2 4 7	子 叩	Е	=	由	首輪な	·> 1	立 昭	新 W	, 65 TH .	b) / b		
11月6日	田			猫		ミックス	不明	,	₹	屮	目輪化	r U	衰弱	期物	管理	ヒング	_	
令和7年	姫路市丸月	2 m²		猫		ミックス	メス	キシ	ジト	小	首輪な	a 1	衰弱	加工以	ニル・	北 禹 州	1 住 [空	
10月25日	畑 崎 川 九 /	名 MJ		20世		< 9 0 A		=	Ī	/1,		1 U	长 羽	炉 炉	i I IV	ソ 野 杉	州阮	

- 1 公示期間は、令和 7年11月10日から同月12日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号(281)9741

姫路市公告第 614号令和 7年11月10日

姫路市長 清元秀泰

不動産の最高価申込者決定等の公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第104条第1項の規定により、令和7年姫路市公告第470号で公告した次の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したので、同法第106条第2項の規定により公告する。

売却区分		公 売 財 産	最高価申込価額	最高価申込者の
番号		名称、数量、性質及び所在	双向画中心画识	氏名又は名称
姫25-1	土 所地地地	在 姫路市網干区津市場字中溝番 197番3目 雑種地積 332平方メートル (不動産登記簿の表示による)	8,180,381 円	株式会社 三榮地所
最 高 価	申	込 者 決 定 の 年 月 日	令和	7年11月7日
売 却 決 定	日 時	令和7年11月28日 午前10時 (売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当し 定の日時が変更される場合があります。)	ないことの調査の結果	が明らかにならない場合は、売却決
売却決定	場所	姬路市安田四丁目1番地 姬路市財政局科	税務部納税課	